

# 令和6年度新型コロナウイルスワクチンの 接種費用助成について

令和6年4月1日の予防接種法の改正により、新型コロナウイルスワクチン接種は、「特例臨時接種」から「定期接種」へととなりました。

それに伴い、村では10月1日より開始される定期接種の対象者に対して、接種費用を以下のとおりに助成いたします。

対象者は  
自己負担額  
**0円**

## ■助成対象者(定期接種)

○65歳以上の方

○60歳～64歳で心臓、腎臓、呼吸器の機能に障害がある方、  
又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害のある方  
(いずれも身体障害者手帳1級所持または同程度の方)

■助成期間 令和6年10月1日～令和7年3月31日に接種したもの

■接種回数 1回

■助成内容・助成方法

・風間浦診療所で接種した場合…窓口自己負担額0円。

〔風間浦診療所での接種期間は

令和6年10月15日～令和7年3月27日までの

火曜日・木曜日となります〕

※ワクチン供給量により、予定よりも早期に終了になる場合があります。

・風間浦診療所以外で接種した場合…償還払いです。

※医療機関の窓口でワクチン接種料金をお支払いいただき、後日償還払いの手続きを役場村民生活課にて行って下さい。接種費用を指定口座へ振込みます。  
なお、助成額は最大で15,300円です。

■償還払い手続きに必要な書類等

◎申請書 (村総合福祉センターげんきかん 村民生活課にあります)

※必要な方は、相談窓口(0175-35-3111)までご連絡ください

◎領収書

◎診療明細書

◎印鑑 (認印)

◎口座番号が確認できるもの



■その他注意事項等

- ・接種券等の配布はありません。接種予約は直接、医療機関にしてください。
- ・定期接種の対象とならない方も接種は可能ですが、全額自己負担となります。  
(接種費用は15,300円程度ですが、医療機関により異なる場合があります)
- ・昨年度までは、「60歳～64歳の基礎疾患を有するもの(高血圧や肥満、精神疾患等)」を対象に接種しておりましたが、助成対象外となります。

《お問い合わせ先》

風間浦村村民生活課保健衛生グループ

(電話 35-3111)